

事故事例－２：安全装置が設置されてなかった古いシャッターで死亡事故（Part 2）

なぜ事故が起こったのか

自動車整備工場の従業員が深夜残業を終え、出入り口の電動シャッターを外から閉めて帰ろうとした際、工場内に上着を忘れたのに気づき、下りて来るシャッターの下を通過して中に入り、上着を持ってすぐに外へ出ようとしたが、シャッターが既に間近まで下りて来ていたため慌ててしまい、シャッターの真下で転倒し、そのまま下りてきたシャッターに胸部を挟まれてしまった。

翌朝、入社してきた同僚に発見されたが、すでに手遅れであった。

挟まれたのは、約20年前に設置された古いシャッターで、挟まれ防止の安全装置が付いていなかった。また、シャッターの操作スイッチは外部に1ヶ所あるのみで、建物内にはスイッチが設置されていなかった。



事故にあわないためには

シャッターが動いているときは、その下を絶対に「くぐらない」、「くぐらせない」でください。シャッターは思ったよりも速く下りて来ます。シャッターの下を通り抜けする際は、必ず、一旦シャッターを止めてから出入りをしてください。

事故を起こさないためには

シャッターの操作スイッチは、室内側から操作できるようにシャッターの両面に設置してください。閉スイッチを押してから、シャッターの下を無理にくぐる必要がなくなります。

更なる安全のために

ご使用中のシャッターに安全装置（障害物感知装置）が設置されていない場合には、安全確保のため、シャッターメーカーへお問い合わせの上、設置していただくことをお薦めします。